工事入札にかかる共同企業体の結成について（公告）

下記の工事について、魚沼市建設工事共同企業体運用要綱(平成１６年１１月魚沼市訓令第４８号。以下「要綱」という。)第７条の規定に基づき、特定共同企業体の結成について公募します。

令和６年２月９日

魚沼市長　　内　田　　幹　夫

１　入札に付する事項等

(1)　番　　号　　5観工第53号

(2)　件　　名　　寿和温泉ヘルス棟・プール棟解体撤去工事

(3)　履行場所　　魚沼市　穴沢　地内

(4)　履行期限　　令和７年３月３１日まで

(5)　概　　要　　解体対象建築物
ヘルス棟　鉄骨造2階建　床面積　1,741.21㎡
プール棟　鉄骨造2階建　床面積　1,231.93㎡
附帯施設（変電室・浄化槽）床面積　95.04㎡　床面積合計　3,068.18㎡

(6)　そ の 他　　①本件は、特定共同企業体の公募のみです。
②特定共同企業体の参加資格者が決定した後、改めて入札公告を公布します。
③入札公告の参加要件は、単体又は企業体となります。
④本工事は２か年度の継続事業であり、各年度の予算に従い支払限度額が設定されています。
⑤本件は、魚沼市議会の議決を必要とするものであり、議決後に本契約が成立するものです。

２　共同企業体の結成手続

(1)　申請　　次の書類を１部提出（持参）してください。
①　特定共同企業体入札参加資格審査申請書
②　構成員一覧表
③　特定共同企業体協定書
（任意様式とし、協定期間は工事目的物の引渡までの間とする。）
④　各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定通知書の写し
（令和４・５年度建設工事入札参加資格審査申請時に添付したもの）
※番号順にして袋とじし提出すること
※入札参加資格審査に伴い、提出資料を複写し、内部利用する場合があります。

(2)　提出先　　〒946-8601　魚沼市小出島９１０番地
魚沼市役所　総務政策部財務課契約係（本庁舎、TEL025-792-9205）

(3)　提出方法　　持参（郵送不可・FAX不可・Eメール不可）

(4)　資格審査申請期限　　令和６年２月２１日（水）

(5)　受付期間　　公告の日から入札参加申請期限(土・日曜日、祝日を除く。)の午前８時３０分から午後５時まで

(6)　入札参加資格の決定

①　特定共同企業体入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合は、後日改めて公告される本件の入札に参加申請することができます。資格の有無については、　令和６年２月２７日（火）までに、代表構成員に書面で通知します。資格を有する場合は、後日公告される入札公告により、参加申請をしてください。

②　入札参加者名は、入札終了後まで公表しませんので留意願います。

３　共同企業体の結成要件

<table>
<tr><td>(1)</td><td>結成方式</td><td>自主結成方式</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>構成員数</td><td>３社以内</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>構成員の最小
出資比率</td><td>２社の場合30％、３社の場合20％とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。</td></tr>
<tr><td>共通事項</td><td>工種</td><td>建築一式または解体工事
※代表構成員を含むすべての構成員は、同一の工種であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">代表構成員の資格</td><td>営業拠点</td><td>建設業法第３条第１項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの</td></tr>
<tr><td>格付又は
評点</td><td>・魚沼市建設工事入札参加資格審査規程（平成１６年魚沼市告示第６２号。以下「審査規程」という。）第６条に規定する経営事項審査により算定された 建築一式工事 における総合評定値に基づく評定値の区分に応じた等級が、Ａ等級であるもの又は、 解体工事 における総合評定値に基づく評定値を有し、入札参加資格者名簿に登載されているもの

＜建築一式の場合＞
建築業法第３条に規定する特定建設業許可又は一般建設業の許可を有するもの。ただし、下請契約の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が７，０００万円以上となる場合は、特定建設業の許可を有するもの

＜解体工事の場合＞
建築業法第３条に規定する特定建設業許可又は一般建設業の許可を有するもの。ただし、下請契約の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が４，５００万円以上となる場合は、特定建設業の許可を有するもの

また、原則として総合評定値が構成員の中で最大であること。</td></tr>
<tr><td>配置技術者</td><td>・建設業法第２６条による。
　なお、本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認める工事である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">代表構成員以外の構成員の資格</td><td>営業拠点</td><td>建設業法第３条第１項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの</td></tr>
<tr><td>格付又は
評点</td><td>・審査規程第６条に規定する経営事項審査により算定された建築一式工事における総合評定値に基づく評定値の区分に応じた等級がＡ等級、Ｂ等級またはＣ等級であるもの又は、解体工事における総合評定値に基づく評定値を有し、入札参加資格者名簿に登載されているもの</td></tr>
<tr><td>配置技術者</td><td>・建設業法第２６条による。
　なお、本工事は、特例監理技術者の配置は認める工事である。</td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>その他</td><td>(1)構成員は、単体企業として資格審査を受け格付けされており、魚沼市の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
(2)構成員は、特定共同企業体入札参加資格審査申請日から入札日までの間に、魚沼市建設工事請負業者指名停止措置要綱（平成１６年魚沼市訓令第４７号(以下「要綱」という。)）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
(3)構成員は、当該工事で他の特定共同企業体の構成員になることができない。
(4)上記以外については、要綱第８条の規定によるものとする。</td></tr>
</table>

注）　入札参加資格は、特定共同企業体入札参加資格審査申請日から入札日までの間において、上記の要件をすべて満たすものとします。